

監査の結果に基づく措置状況について

令和5年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和7年4月30日

新潟県監査委員 井 上 智 美

新潟県監査委員 松 原 良 道

新潟県監査委員 杉 井 旬

新潟県監査委員 樺 澤 尚

監査の種別	令和5年度会計 財政的援助団体等に係る監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
知事政策局	【公益財団法人新潟県女性財団】 契約書の作成が必要であった契約にもかかわらず、作成していないものがあった。 会計処理規程に基づいた事務処理を行われない。	職員全員に会計処理規程の内容確認を徹底させるとともに、会計担当者および決裁権者において、個々の決裁案件の内容確認を徹底する旨、法人から報告を受けて確認いたしました。 今後はより一層適正な事務処理を行うよう指導してまいります。
農林水産部	【公益社団法人新潟県水産振興協会】 「事務決裁規程」では、500万円以上のものは会長理事の専決事項とされているが、直近下位の専務理事による決裁で支出していた。 規程に基づく適正な事務処理を行われた。	公益社団法人新潟県水産振興協会においては、監査での指摘事項を踏まえ、事務決裁を行う際の様式について、会長の決裁欄を設け、必ず複数人で確認する様式に修正したことを法人から報告を受けて確認いたしました。 今後はより一層適正な事務手続きを行うよう指導してまいります。